

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

たつの市

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

たつの市（以下「本市」という。）では、令和6年3月に、事務事業における温室効果ガス排出量の削減を目的として「第4次たつの市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス削減目標を2013年度比で2030年度までに68.9%削減することとし、目標達成の重点的取組として「LED照明への更新」を掲げ、公共施設等のLED導入割合100%を目指している。

本業務は、公共施設等照明設備のLED化更新について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）を採用することにより、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや技術力を活用し、温室効果ガスの削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託（以下「本件」という。）

(2) 履行場所

別紙1「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託対象施設一覧表」に示す、市内の公共施設等90施設

(3) 業務内容

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月18日（水）まで

3 見積限度額

見積限度額の上限は723,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意し、見積金額は見積限度額を超えてはならない。

4 選定方法及び契約方法

本プロポーザルは、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で、仮契約を締結し、議会での議決後、当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本件を行う能力を有する複数の事業者で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となることはできない。

(2) 参加者の役割

ア 役割分担

各構成員が次の役割を分担するものとする。

(ア) 機器調達・統括役割

a LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

b 本件の機器調達のほか、本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 施工管理役割

施工・施工管理に関する業務を担う。

イ 役割の構成事項について

(ア) 参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、施工管理役割は、複数の事業者での構成も可とする。

(イ) 構成員の間で交わされた契約書、合意書等の写しを提出すること。なお、その書面には、グループを構成する事業者全てが、本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。（任意様式）

(ウ) 現地調査に関する業務については、上記（2）ア（ア）（イ）の役割のいずれかが担うこととする。

(エ) 上記（2）ア（ア）（イ）の役割について、単独事業者で担うことも可とする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 登録要件

ア 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式4-1）の提出の時点において、上記5（2）ア（ア）については「令和7年たつの市入札参加資格者名簿（物品・役務）」に登録されている者であること。上記5（2）ア（イ）については、「令和7年度たつの市入札参加資格者名簿（建設工事）」の電気工事に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、別表1「参加申込に必要な書類（未登録者のみ）」に示す書類が提出できるものはこの限りでない。

(2) 実績要件

- ア 機器調達・統括役割を担う者は、経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。
- イ 機器調達・統括役割を担う者は、平成27年度以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）が発注した本件と同種事業（建築物のLED化業務に限る。）を元請として完了した実績（リース事業含む。）を有する者とし、業務実績の確認できる契約書等の写しを提出すること。
- ウ 施工管理役割を担う者は、想定される施工規模に応じて、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事に係る建設業の許可を有すること。
また、平成27年度以降において、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）が発注した本件と同種事業（建築物のLED化業務に限る。）の施工を元請（グループ受注の場合は施工役割の構成員も可とする。）として完了した実績（リース事業含む。）を有する者とし、業務実績の確認できる契約書等の写しを提出すること。

(3) 技術者要件

施工管理役割を担う者は、建設業法の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。

なお、施工管理役割を複数の事業者で構成する場合は、施工管理役割を担う構成員はそれぞれ主任技術者又は監理技術者を配置すること。

(4) その他

- ア 公告日から企画提案書提出の日までの期間に、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者であること。
- イ 参加表明書において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者であること。
- エ 国税及び市税に滞納がない者であること。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- カ たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号）第3条に規定する入札参加排除措置を受けていない者であること。
- キ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。
- ク 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

7 図面の閲覧

希望する者には、次のとおり図面（平面図等）を閲覧に供する。図面は本件についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。

(1) 閲覧期間

令和7年4月23日（水）から5月8日（木）午後5時まで

(2) 申込方法

図面の閲覧を希望する者は、図面閲覧申請書（様式1）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託に関する図面閲覧申請（事業者名）」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

(3) 申込先

19の事務局に同じ

(4) 閲覧方法

図面閲覧申請書（様式1）に記載された閲覧希望日時を基に、別途本市が指定する日時に閲覧場所にて閲覧に供する。

(5) 閲覧場所

たつの市役所本館2階204会議室

8 現地確認

(1) 現地確認の申込

対象施設の現地確認を希望する参加者は、以下の期間に現地確認を行うこと。

(2) 現地確認期間

令和7年4月23日（水）から5月8日（木）午後5時まで

(3) 申込方法

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式2）を次の申込先へ電子メールで提出すること。なお、メールタイトルには「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託に関する現地確認申込（事業者名）」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話にて当該メールの着信確認を行うこと。

(3) 申込先

19の事務局に同じ

(4) 現地確認実施方法

現地確認申込書（様式2）に記載された現地確認希望日時等を基に、別途本市が指定する日時に現地確認を実施すること。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式3）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、メールタイトルには「たつの市公共施設等照明設

備LED化業務委託に関する質問（事業者名）」と明記し、電子メール送信後、速やかに電話で当該メールの着信確認を行うこと。

- (2) 提出先
19の事務局に同じ
- (3) 提出期間
令和7年4月23日（水）から5月8日（木）午後5時まで
- (4) 質問に対する回答
質問書が提出された場合は、質問者に対し速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年5月13日（火）午後5時までにたつの市ホームページに掲載する。
- (5) その他
提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の参加者の閲覧及び現地確認等の申込状況に関する質問は受け付けない。

10 実施要領等の配付

- (1) 配付期間
令和7年4月22日（火）から5月8日（木）まで
- (2) 配付場所
19の事務局に同じ
- (3) 配付物
 - ア たつの市公共施設等照明LED化業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - イ たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託公募型プロポーザル様式（様式1～様式8-2）
 - ウ たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託仕様書
 - エ たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）
 - オ 別紙1 たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託対象施設一覧表
 - カ 別紙2 LED照明仕様一覧表
 - ※ 別紙2 LED照明仕様一覧表及び（様式6-2）（様式6-3）エネルギー削減効果比較表・内訳書以外の書類については、たつの市ホームページ（<https://www.city.tatsuno.lg.jp/>）からもダウンロード可。
 - ※ 別紙2 LED照明仕様一覧表及び（様式6-2）（様式6-3）エネルギー削減効果比較表・内訳書については、事務局にてファイルをコピーするので、あらかじめ電話連絡（0791-64-3150）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参すること。

1 1 参加表明書の作成等

- (1) 受付期間
令和7年5月14日（水）から5月20日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所
19の事務局に同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）
※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで
※ 郵送の場合は、令和7年5月20日（火）午後5時必着。なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出書類及び部数
次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。
※ キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、写しでも可とする。
 - ア 参加表明書（様式4-1）【機器調達・統括役割】
 - イ 業務実績調書（様式4-2）
※ 6（2）イ、ウの実績の確認できる契約書等の写しを提出すること。
※ 施工管理役割を複数の事業者で構成する場合、各構成員について提出すること。
 - ウ 配置予定技術者調書（様式4-3）
※ 本件において主任技術者又は監理技術者となる予定の者の資格を証する書類を添付すること。
※ 施工管理役割を複数の事業者で構成する場合、各構成員について提出すること。
 - エ グループ構成表（様式4-4）
※ 構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（機器調達・統括役割、施工管理役割）を明確にすること。
 - オ 会社概要（様式4-5）
※ 全ての構成員について提出すること。
 - カ 委任状（グループ用）（様式4-6）
 - キ 市税の完納証明書（本市に納付すべき市税がある場合のみ）
※ 全ての構成員について提出すること。
 - ク 納税証明書（国に納付すべき「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書）
※ 全ての構成員について提出すること。
 - ケ 使用印鑑届（様式4-7）【機器調達・統括役割】

- ※ 実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。
- コ 事業者間の業務分担に関する契約書、合意書等の写し
 - ※ 書面にはグループを構成する事業者全てが本市に対し、法令上可能な範囲で連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。
- サ 誓約書（様式4-8）
 - ※ 全ての構成員について提出すること。

1.2 1次審査（書面審査）

1次審査として、1.1で提出された参加表明書等の記載内容に関し、評価要領に基づいて、評価項目についての審査を行い、採点結果上位3者程度を1次審査通過者として選定する。なお、1次審査通過者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。1次審査通過者については、2次審査としてヒアリングを実施する。

(1) 1次審査結果の通知

- ア 1次審査結果については、令和7年5月23日（金）に参加表明者全員に対し結果通知書（様式5）を参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。
- イ 1次審査に通過しなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により、市長に対してその理由の説明を求めることができる。
- ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。
- エ 非通過理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり
 - (ア) 受付場所
19の事務局に同じ
 - (イ) 受付時間
午前8時30分から午後5時まで
※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例第2条に規定する市の休日）を除く。

(2) 辞退

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を事務局に郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。提出期限は令和7年6月2日（月）正午まで（郵送の場合は必着。）とする。

1.3 企画提案書の作成等

1次審査通過者については、次のとおり企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 受付期間
令和7年5月26日（月）から6月2日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所
19の事務局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日を定める条例第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和7年6月2日午後5時必着。なお、郵便事故等により提出書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出書類及び部数

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式6-1）

機器調達・統括役割を担う事業者名で作成し提出すること。

(イ) 提案総括表（任意様式）

事業の実施にあたり、基本的な考えを簡潔に記載すること。提案全体の概要、基本方針、事業全体の実施スケジュール等を記載する。

(ウ) 使用機器等に関する提案書（任意様式）

施設の性質を理解した上で、どのような基準で照明器具を選定するかを示し、交換方式、器具の姿図や仕様、納期等を記載すること。

(エ) 工事中の対応・廃棄計画書（任意様式）

施工にあたり、施工方法などの概略、安全管理の方法、居ながら施工の方法、施設の運営、事業の継続に対する配慮について記載すること。既存設備撤去後の処理方法について記載すること。

(オ) 物品保証に関する提案書（任意様式）

LED照明器具取り付け後の保証内容、保証期間中の対応、体制などを記載すること。

(カ) 市内事業者の活用に関する提案書（任意様式）

施工等における市内業者の活用についての方針や計画について記載すること。

(キ) 独自提案（任意様式）

独自提案に関する費用については、(コ)の見積り金額に含むこと。

(ク) エネルギー削減効果比較表（様式6-2）

別紙1「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託対象施設一覧表」の施設ごとの使用時間、使用日数、電力単価及び施設使用率を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式6-3）の数値と一致させること。

(ケ) エネルギー削減効果比較表内訳書（様式6-3）

90施設分の【施設別】エネルギー削減効果比較内訳書も提出すること。

(コ) 見積書（様式6-4）

a 見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載するこ

と。

- b 見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。
- c 本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本件の見積限度額を超えない範囲で見積もること。
- d 会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて、事務を担当する部門の責任者及び担当者の氏名、連絡先の電話番号を記載したもの（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となる。）。

(サ) 見積額内訳書（様式 6-5）

- a 見積書（様式 6-4）の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。
- b 見積書の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）。

イ 部数

正本【(ア)～(サ)】1部、副本【(イ)～(ケ)】10部

(5) 作成方法

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとすること。なお、原則としてフォントはMS Pゴシック体11ポイントで統一すること。但し、記入欄が小さいなどの場合はこの限りではない。

イ 各提案書には、ページの下中央にページ番号を記載すること。

ウ 正本は、企画提案書提出届（様式 6-1）により提出書類の構成を示した上で、書類符号を記した表紙とインデックスを付け、様式順にA4縦長ファイルに綴じたものを1部、副本は、左側2か所をホチキス止めしたものを10部提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。ファイルの表紙に「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託に係る企画提案書」と「事業者名」を記載すること。

エ 二酸化炭素排出量に関する換算値

二酸化炭素排出量に関する計算においては、下表の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数
電気	0.000419 (t-CO ₂ /kWh)※

※ 関西電力が公表している最新の基礎排出係数による

オ 各提案書における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

カ 提出書類(イ)～(キ)は両面印刷で40頁以内（表紙、目次は頁数に含めない。）とすること。

キ プレゼンテーションは企画提案者名を伏せて行うため、副本には企画提案者名を記載しないこと。

ク 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述する

こと。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。

ケ 提出書類については、仕様書及び14(2)評価基準・評価項目の内容を踏まえ、作成すること。

1.4 企画提案書の評価及び評価基準

1.3で提出された企画提案書等についてヒアリングを実施し、たつの市公共施設等照明設備LED化業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査及び評価を行う。

(1) 2次審査（ヒアリング）の実施

ヒアリングの日程等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで通知する。

ア 実施予定日

令和7年6月4日（水）

イ 実施場所

たつの市役所新館4階災害対策本部兼大会議室

ウ 実施方法

(ア) ヒアリングの順番は、参加表明書の受付順とする。

(イ) ヒアリングへの出席者は、5名以内とする。

(ウ) 所要時間は、1企画提案者につき、30分以内（企画提案者からのプレゼンテーションを20分以内、質疑応答10分以内）とする。

(エ) 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

(オ) プレゼンテーションは企画提案者名を伏せて行うこととする。また、プレゼンテーションは、非公開とする。

(カ) プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。なお、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）は本市で用意する。

(キ) 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間（20分）に含める。

(2) 評価基準・評価項目

評価要領のとおり

(3) 受託候補者の特定

ア 2次審査を行った参加表明者については、1次審査と2次審査の評価点の合計点（以下「総合点」という。）が高い順に、市長が本件の受託候補者1者、次順位者1者を特定する。

イ 総合点が高い企画提案者が2者以上ある場合は、「LED導入による効果点」が高い者を受託候補者として特定する。「LED導入による効果点」も同点の場合は、「価格点」の高い者を受託候補者とし、さらに価格点が同点の場合に

は、くじ引きにより、受託候補者を特定する。

ただし、総合点が6割に満たない場合は採用しない。

(4) 審査結果の通知

令和7年6月上旬（予定）

2次審査結果については、企画提案者全員に結果通知書（様式7）により通知する。なお、受託候補者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 審査結果の公表

2次審査を行った参加表明者数及び名称、並びに審査の総合点については、契約締結決定後に、たつの市ホームページで公表する。ただし、審査の総合点については、受託候補者のみ公表する。

なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり

(ア) 受付場所

19の事務局に同じ

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

※ 持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（たつの市の休日）を除く。

1.5 契約の締結

(1) 本件の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議を行い仕様書の内容が確定した後に、見積りを徴取の上、仮契約を締結するものとする。なお、見積書の金額は、原則見積限度額の範囲内とする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が1.3(4)ア(コ)で提出した見積書の金額と同額になるとは限らない。

(3) 受託候補者と仮契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位の者と契約締結交渉を行うものとする。

(4) 本件の契約は、議会の議決が必要となるので、議会での議決後、本契約を行

う。仮契約締結後、議会の議決を得るまでの間に受託候補者が市若しくは兵庫県から指名停止措置を受けたとき又は議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり市は損害の責めは負わない。

- (5) 本契約までの間に受託候補者が参加資格要件を満たさなくなったときは、この契約は無効となり市は損害の責めは負わない。
- (6) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (7) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。
- (8) 再委託について
契約時点で判明している再委託先があり、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ、書面により本市の承諾を得ること。

1.6 支払条件

部分払いについては、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）に基づいて行うものとする。

1.7 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があつたと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) 参加条件及び参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 本市が求める提出書類の提出がなかつた場合
- (8) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- (9) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 提出書類の郵送又は持参等において、本市が指定する方法以外で提出された場合
- (11) 不正な行為があつた場合
- (12) 参加表明者、企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合
- (13) その他市の指示に違反する場合

1.8 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加表明書が提出されなかつた場合又は1次審査通過の通知を受けなかつた

場合は、企画提案書を提出できないものとする。

- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加表明者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、その企画提案者に帰属することとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加表明者又は企画提案者が負うものとする。
- (7) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 同一の参加表明者が、複数の提案をすることはできない。
- (9) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、たつの市情報公開条例（平成17年条例第24号）に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、情報公開の対応は契約締結後とする。
- (11) 企画提案書等に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とする。ただし、企画提案書等の内容の中で企業秘密のため不開示を希望する部分については、参加表明者に脚注等でその部分を特定した上で明記させることとし、開示の可否は情報公開時に判断する。
- (12) 契約候補者以外の企画提案書等については、原則として不開示とする。
- (13) 本件は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加表明者又は企画提案者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加表明者又は企画提案者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (17) 参加表明者又は企画提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって本市との協議により市が認めた時は、この限りではない。
- (18) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、参加表明者又は企画提案者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (19) 参加表明者又は企画提案者は、下請業者や協力事業者の選定についても、可

能な限り市内事業者（市内に本店又は支店・営業所を置く事業者）を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。

- (20) 業務の遂行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (21) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。

19 事務局（担当部署）

本プロポーザルに係る事務局は次のとおりとする。

所在地 たつの市市民生活部環境課 生活環境係

住所 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1

電話番号 0791-64-3150

メールアドレス kankyo@city.tatsuno.lg.jp

20 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和7年4月22日（火）
図面の閲覧期間	令和7年4月23日（水）から 同年5月8日（木）まで
現地確認の実施期間	令和7年4月23日（水）から 同年5月8日（木）まで
質問の受付	令和7年4月23日（水）から 同年5月8日（木）まで
質問書に対する最終回答日	令和7年5月13日（火）
参加表明書の受付期間	令和7年5月14日（水）から 同年5月20日（火）まで
1次審査結果の通知	令和7年5月23日（金）
企画提案書の受付期間	令和7年5月26日（月）から 同年6月2日（月）まで
2次審査（ヒアリング）の実施	令和7年6月4日（水）
2次審査結果の通知	令和7年6月上旬（予定）
詳細協議	受託候補者決定後から 令和7年6月中旬頃まで
仮契約	令和7年6月中旬
議会承認	令和7年6月下旬
契約締結	令和7年6月下旬（予定）
履行期間	契約成立後から 令和8年3月18日（水）まで

別表 1

参加申込に必要な書類（未登録者のみ）

		提出書類	提出
1	履歴事項全部証明書 ※ 全ての構成員について提出すること。		写し ○
2	印鑑証明書		写し ○
3	委任状（事業者用）（様式 8-1） ※ 契約先を委任する場合のみ提出すること。		指定用紙 △
4	法人	【施工管理役割】 経営事項審査結果通知書	写し ○
		【機器調達・統括役割】 財務諸表（直前 1 事業年度分）	賃借対照表 損益計算書 写し ○
	個人	直近の所得税確定申告書（青色申告の場合は、賃借対照表及び損益計算書も提出すること。）	写し ○
5	建設業の許可に関する証明書又は通知書 ※ 通知書：参加表明時に有効であるもの。（更新中の場合、それを証するもの。）		写し △
6	誓約書（様式 8-2）		指定用紙 ○

※ 1 「○＝必ず提出」、「△＝該当者のみ提出」

※ 2 各証明書は、提出日の 3 か月以内に発行されたものに限る。